

2 整備法附則第九条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 整備法附則第九条第二項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課において処理する。

附則

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、第十七条の規定は、公布の日から施行する。

総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎
経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 北側 一雄
環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第六十五号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十三条第七項の規定により読み替えて適用する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十六条第六項、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律附則第八条第三項及び第九項、第九条第三項（同法附則第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十六条第三項及び第九項、第十八条並びに第二十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十条）
第二章 経過措置（第二十一条―第三十一条）
附則

第一章 関係政令の整備
（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法施行令の一部改正）
第一条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令

第一条中、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改める。

第二条中、「第十四条第二号」を「第十五条第三号」に、「第十五条第四項」を「第十六条第四項」に改める。

第三条第一項中、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条第二項中、第十四条第二号を「第十五条第二号」に改める。

第四条第一項中、「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第六条中、「第十四条第二号」を「第十五条第三号」に改める。

（国民生活金融公庫法施行令の一部改正）
第二条 国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中、「独立行政法人農業者大学校」を削り、「独立行政法人水産大学校」の下に「、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を加える。

（道路運送車両法施行令及び地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正）
第三条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人農業者大学校」及び、「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を削り、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、「独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所」を削る。

（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）
第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第二項第十二号を次のように改める。
十二 削除
第三十一条第二項第十四号を次のように改める。
十四 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
第三十一条第二項第十七号及び第十八号を次のように改める。
十七及び十八 削除
（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）
第七条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」及び、「独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所」及び、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を削る。

一 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百一十四号）第十四条

二 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十二条の二（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。
三十 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）以下、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」といふ。附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいたる職期間とみなされる平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条に規定する施行日後の研究機構等の職員としての在職期間

第九条の四に次の二号を加える。
四十二 平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人食品総合研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所

四十三 平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センター

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）
第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第三第五号及び第六号を次のように改める。

五 削除
六 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
別表第三第九号及び第十号を次のように改める。
九及び十 削除

（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）
第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第二項第十二号を次のように改める。
十二 削除
第三十一条第二項第十四号を次のように改める。
十四 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
第三十一条第二項第十七号及び第十八号を次のように改める。
十七及び十八 削除
（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）
第七条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」及び、「独立行政法人食品総合研究所」及び、「独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所」及び、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を削る。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
第八条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中、「独立行政法人農業者大学校」及び、「独立行政法人水産大学校」を削り、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を加え、「独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所」及び、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を削る。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
第三条 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第一項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
第三号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
附則第二項第二号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
附則第二項第二号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
附則第二項第二号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
附則第二項第二号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）
附則第二項第二号